

令和 3 年第 8 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年8月25日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 5階 第1委員会室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第20号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	1件
報第14号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第15号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	18件
報第16号	非農地認定について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	

16	東 一二美	欠席
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和３年第８回農業委員会総会を開会する。本日は１６番東一二美委員から欠席の連絡を受けているので１７名中１６名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第９条第１項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、１３番 久野孝好 委員、１５番 梶田達行 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第２０号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第２０号について事務局より説明願う。

事務局 農業経営基盤強化促進法第１２条により、農業経営改善計画を認定するにあたり、多治見市から当委員会に意見を求められたもの。計画の申請者は■■■■市■■■町■■■■番地の■■■、■■■■。トマトのハウス栽培を行っておられる。申請書の（２）農業経営の現状及びその改善に関する目標では、現状の年間所得５５６万円を令和８年目標で８００万円、年間労働時間が二人で現状４,７００時間を令和８年目標で４,５００時間としている。生産性を向上させることで所得を増やし、労働時間を減少させることを目標としている。施設はパイプハウス２棟、各パイプハウスにポット耕システムと暖房機を各１式設置。生産方式の合理化では、県の農業普及課等の指導を受けながら生産技術を向上させて収穫量を向上させる。新規出荷先の確保では、現状の多治見、可児、恵那、瑞浪、高蔵寺のピアゴ各店、マイン、駅北ファームに加え、新たな出荷先を確保することで所得を上げる計画。経営の構成は■■■さん夫婦を中心とし収穫・出荷作業でパート７名を雇用している。

議長 議第２０号について、各委員意見があれば発言願う。

議長 この方については以前から関心があったので今月１０日に現地視察してき

た。ちょうどトマトの苗の植え付けが終わったところで、これから育てて10月から4月ごろまでにかけて出荷されるとのこと。ポットによる水耕栽培。農業経営改善計画は5年ごとに出す必要があるので、ちょうど10年が経過したところ。非常に熱心にやっておられる。地元の方に食べていただきたいと考えておられる。商品に対する評判も良い。

議長 発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第20号について採決を行う。議第20号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第20号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程する。報第14号について事務局より説明願う。

事務局 1件。

申請番号1 申請人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。申請地は太平町3丁目■■番■■、田、1,483 m²。転用目的は貸店舗敷地造成。

議長 報第14号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

15番 現地を見てきた。写真では草が生えて雑種地のようにになっているが、現在はすべて埋め立てられていた。農地パトロールの表にこの土地は無かったのだが、あらかじめ抜いていたのか。

事務局 その通りである。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 14 号を終了する。次に報第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 15 号について事務局より説明願う。

事務局 18 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■■■■■■■。譲受人、土岐市泉西原町 1 丁目 4-1、愛岐木材住建株式会社。土地は赤坂町 4 丁目■■番、田、現況雑種地、598 m²。転用目的は住宅用地分譲。この土地に 2 区画分の造成がされる予定。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■区■■■■丁目■■番■■号、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は池田町 5 丁目■■番、畑、現況雑種地、267 m²。転用目的は駐車場。南側の宅地と一体利用で駐車場とするもの。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■■■■■■■、■■■■
■■。譲受人、東京都新宿区高田馬場 3 丁目 46 番 25 号、アイディホーム株式会社。土地は笠原町中原■■■■番■■、田、現況畑、349 m²。転
用目的は分譲住宅。ここに分譲住宅 2 棟を建設予定。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■、■■■■。譲受人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地、株式会社オウル。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町寺浦■■■番■、田、56 m²。2 筆目。同■■■番■、田、826 m²。2 筆合計 882 m²。転用目的は住宅用地分譲。この 2 筆に 3 区画分の住宅用地を分譲予定。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■、■■■■。譲受人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地、株式会社オウル。土地は笠原町寺浦 822 番、田、244 m²。転用目的は住宅用地分譲。1 区画分を分譲予定。

申請番号 6 賃貸借権。賃貸人、■■■■市■■■■丁目■■番地、■■■■。賃借人、多治見市小泉町 8 丁目 85 番地、有限会社加藤研磨。土地は小泉町 8 丁目■■番、田、現況雑種地、477 m²。転用目的は駐車場。計画上是 12 台分の駐車場ができるということであるが、すでに駐車場となっているため始末書提出。

申請番号 7 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。使用借人、■■■■市■■■区■■■■■■丁目■■番■■号、■■■■■。土地は坂上町 3 丁目■■番■■、畑、現況宅地、280 m²。転用目的は個人住宅。

申請番号 8 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■

■■■。譲受人、多治見市平井町 3 丁目 80 番地、株式会社東恵。土地は宝町 4 丁目 ■■番、畑、132 m²。転用目的は住宅用地分譲。先週、進入路が狭くこの土地で住宅用地分譲は難しいということで転用届を取り下げる届出を受けているので次回総会で報告させていただく。

申請番号 9 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地の■、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地の■■■、■■■。土地は西山町 4 丁目 ■■番■、山林、現況畑、206 m²。転用目的は駐車場。この土地は譲受人の住宅の隣となる。

申請番号 10 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■■番地の■、■■■。譲受人、多治見市下沢町 3 丁目 35 番地の 1、株式会社エネファント。土地は 7 筆。1 筆目。笠原町中原■■■番■、畑、現況宅地、365 m²。2 筆目。同■■■番■、畑、現況雑種地、114 m²。3 筆目。同■■■番、畑、現況雑種地、889 m²。4 筆目。同■■■番■、畑、現況雑種地、599 m²。5 筆目。同■■■番■、畑、現況雑種地、604 m²。6 筆目。同■■■番■、畑、現況雑種地、690 m²。7 筆目。同■■■番■、畑、現況雑種地、636 m²。7 筆合計 3,897 m²。転用目的は太陽光発電施設の設置。ここについては 3 月の総会に報告させていただいているが、その時の譲受人は中津川市の株式会社 S P G で届出を受けており、太陽光パネルが設置された。その後所有権を譲渡人に戻し、新たに株式エネファントに移すということで届出を受けたもの。株式会社 S P G と株式会社エネファントの代表取締役は同じ方。経営上の都合によるものと思われる。

申請番号 11 賃貸借権。賃貸人、■■■市■■■町■■■番地、■■■。賃借人、名古屋市守山区中新 2 番 10 号-1、株式会社創生ネクスト。土地は笠原町中前■■■番の一部、田、999.22 m²。転用目的は太陽光発電施設の設置。

申請番号 12 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■外 1 名。譲受人、土岐市下石町 2209-1、株式会社 I F A ファイナンシャルグループ。土地は宝町 4 丁目 ■■番、畑、現況宅地、228 m²。転用目的は資材置場。過去に住宅敷地として 5 条許可が出ているが転用は行われず今回改めて届出を受けたもの。

申請番号 13 所有権移転。譲渡人、■■■都■■■区■■■丁目■■■番■号、■■■。譲受人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地、株式会社オウル。土地は喜多町 1 丁目 ■■番■、田、現況畑、932 m²。転用目的は住宅用地分譲。4 区画分作られる予定。

申請番号 14 所有権移転。譲渡人、■■■都■■■区■■■丁目■■■番■号、

■■■■。譲受人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地、株式会社オウル。土地は 2 筆。1 筆目。喜多町 1 丁目 ■■■番、田、現況雑種地、152 m²。2 筆目。同 ■■■番、田、現況雑種地、535 m²。2 筆合計 687 m²。転用目的は駐車場。既に砂利が敷かれており駐車場となっているため始末書提出。

申請番号 15 賃貸借権。賃貸人、■■■■市 ■町 ■丁目 ■■■番地、■■■■。賃借人、多治見市宝町 5 丁目 83 番地、株式会社イー・ニーズ。土地は 2 筆。1 筆目。赤坂町 2 丁目 ■■■番 ■、田、646 m²。2 筆目。同 ■■■番 ■、田、628 m²。2 筆合計 1,274 m²。転用目的は老人ホーム。2 階建てで建築面積は 700 m²ほど。

申請番号 16 所有権移転。譲渡人、■■■■市 ■■区 ■■■■丁目 ■■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市 ■■町 ■■■番地の ■■、■■■■。土地は笠原町中原 ■■■番 ■、田、現況雑種地、331 m²。転用目的は個人住宅。既に整地されており始末書提出。

申請番号 17 所有権移転。譲渡人、■■■■市 ■■町 ■丁目 ■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市 ■■町 ■丁目 ■番地の ■■、■■■■。土地は池田町 5 丁目 ■■番、田、現況畑、403 m²。転用目的は個人住宅。

申請番号 18 所有権移転。譲渡人、■■■■市 ■■町 ■丁目 ■■番地、■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番 11 号、一建設株式会社。土地は喜多町 5 丁目 ■■■番 ■、田、現況畑、312 m²。転用目的は建売住宅。この土地に 2 棟建てられる予定。

議長 報第 15 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

15 番 申請番号 2 の池田町 5 丁目の土地について現場を確認してきたが、写真では荒地になっているが現状はきれいな更地になっている。農地パトロール表からも抜けているが事前に分かっていたから抜いたものか。

事務局 6 月に受けた届出のため、一覧表からはあらかじめ抜いてある。

議長 他に発言はないか。

6 番 申請番号 6 の小泉町 8 丁目の土地について、以前から駐車場になっているのだが、北側に農業用水が走っている。駐車場の方が側溝より高いため、雨が多

く降ると側溝に土が流れてしまう心配がある。円柱のコンクリートを並べて流出を防いでいるのだが、雨水が増えると側溝側に土が流れてくる恐れがある。側溝に土が入らないように注意していただけるとありがたい。以前は皆で側溝の泥上げをしていたが耕作する人が少なくなり側溝を掃除する人がいなくなっている。

7 番 小泉 8 丁目、田んぼが少なくなっている。私の担当の地域も市街化区域ということで都市開発が進んでおり、荒れてしまって利用の無い農地が宅地化されている。

事務局 地図上で確認する限り、ここより下流に農地は無いのではないかな。

6 番 2 箇所ある。用水は小泉中学校の南側、西から東に流れている。取り入れ口は大波佐川。雨水以外普段は水が流れていない。

5 番 土砂が度々埋まるようなことがあると、農家は耕作をあきらめてしまう。市のほうも転用等にあたり水路の確保を条件に付するようにはしていただきたい。

12 番 例えば新たに家を建てた場合、用水の管理は家の所有者になるのか。

6 番 用水路は市の所有だが、その用水路に土砂が入るなど迷惑をかけないように配慮しなければならない。

議長 今後様子を見て、用水に土砂が落ちるようだったら正式に申し入れを行うこととする。事務局もこの件については記録しておくこと。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 15 号を終了する。次に報第 16 号「非農地認定について」を上程する。報第 16 号について事務局より説明願う。

事務局 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない土地であると判断した土地について報告するもの。所在地は大針町屋作■■■番、畑、現況山林原野、595 m²。所有者は■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、

■■■■。このあたりはリニアの開発が行われている場所で、トンネル工事が出る土砂等を分別するプラントを建設するということで、現在の状況から農地ではないとして 7 月 8 日に通知を行ったもの。なお、プラントとしては春日井市西尾町で同じ工事をしている。

議長 報第 16 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 工事が終了するとリニアの変電所とトンネルの非常口が作られる。発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 16 号を終了する。その他議題以外に意見があれば、挙手を願う。

6 番 去年も相談させていただいたが、小泉小学校北側の畑にイノシシが出る。檻については学校の近くの設置は危険のため困難と伝えているが、何か対策はあるだろうか。

議長 私の家の近くに檻が設置してあるが、イノシシは檻に近寄ってこない。基本的には自己防衛しかない。共同で柵の設置ができるのであればぜひやっていただきたい。大藪町や東栄町などは補助を受けて柵を設置している。

事務局 以前に共同で組合のような組織を作っていたければ、柵の補助も可能となる話をさせていただいたが、その土地を使っている方が地元の人だけではないので組織を作るのは難しいと断念された経緯がある。そうすると議長がおっしゃるように自己防衛しかないのかと。その土地より上の部分に安全な場所があるので檻を設置させていただいている。ご理解していただくしかない。

7 番 私も各地に視察に行ったが、檻や柵を設置するとイノシシは他に行くこととなる。コロナウイルスではないが、イノシシはいなくなることを前提に考えなければならない。

議長 他に発言はないか。

5 番 つい最近太陽光パネルを設置するということで、農業委員の同意書をもらうよう市から指示があったとして業者が来た。日頃は雨水しか流れない水路に設置場所から雨水が流れるということだが、農業にあまり関係の無いような場合でも農業委員の同意は必要なのか。地元が反対しているという事もある。農業委員の同意は必須なのか、同意に対する権限や責任の範囲はどれほどなのか教えて頂きたい。

13 番 同様の件だが、私もいくつか道路河川課から農業委員や町内会長に同意書をもらうように言われて業者が来たことがある。農業委員一人だけの同意や、こちらに住んで1年と地元の事がまだ十分に分かっていない町内会長だけの同意を得ることはおかしいのではないかと尋ねたが、明確な理由は得られていない。

7 番 私もいくつか関わったことがあるが、将来的に農地に被害が起こるのではないかという点を考えて農業委員は判断すればよいと考える。

13 番 同意書に判を押して、その後何か問題が起きたときに責任がとれない。

6 番 私もいくつか受けているが、農業に影響の無い、同意しても差し支えない案件ばかりである。

議長 市に話を聞いてみると農業委員の同意は必須事項ではない。道義的な意味合い、雨水を流すので承知いただきたいということで同意書を取っている。このため同意することは差し支えないと考えるが、今回の場合は地元が建設を反対している中で農業委員が同意をすることは同じ地域の住民としては厳しいものがある。建設について地元の同意が得られたのであれば、協力するという回答で良いと思う。

5 番 農業委員の同意の有無で事業に影響を与えることはなく、市は参考意見として受け取るものと理解してよいのか。

事務局 あくまでも意見照会の位置づけと考えており、農業委員が同意をして、後々に問題が発生したからといって、責任を負うものでは

ないと理解している。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回総会の後に農業振興推進協議会の開催を予定しているので、該当の委員は出席をよろしくお願いします。

事務局 次回の総会開催日は、9月29日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 20 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	玉山	永恵

令和 3 年 8 月 25 日

議事録署名

13 番

15 番

議長